

## JRPS会報誌（第1回）

障害年金は老齢・遺族年金と並んで公的年金制度のひとつです。福祉制度ではなく保険制度として運用されているため、受給するためにはいくつかの条件があります。

その中で最も重要で難解なものが納付要件です。年金保険料をどれだけしっかり納めていたのかチェックを受ける必要があり、これが保険制度たる所以です。その保険料納付の起点となるのが初診日となります。

初診日とはその傷病で初めて医師の診療を受けた日のことを言います。傷病名が確定した日ではないため、例えば、大学病院等へ紹介となったような場合はその紹介元の病院を初診日と考えます。

その初診日にどの保険制度（国民年金・厚生年金・共済年金）に加入していたのか、そしてその初診日までにどれだけの年金保険料を納めていたのかが審査されるわけです。

つまり、初診日がわからないことにはスタートラインにさえ立てないということになります。網膜色素変性症のようにゆっくり症状が進行していくような疾患では、初診日が20年以上も前だということは珍しくありません。そのようなケースでは初診日に受診した病院がすでに廃院していたり、またはカルテが廃棄（保存期間終診から5年）されていたりして証明書を取得できないこともあります。そんなケースであっても立証責任は請求者側にありますので、何らかの方法を用いて自らの初診日を明らかにしなければなりません。

そんな無理難題を突き付けられて、多くの患者は途方にくれてしまします。障害年金を請求する段階で病歴の長い人ほど苦労することになってしまいます。これを読みになられている方の中にもこのような苦い経験をされた方がきっといらっしゃることでしょう。

しかしここであきらめてしまっては障害年金を受給できません。初診日

不明により却下される案件を少しでも減らすよう厚生労働省も通達を出して救済案を提示しています。その詳細については専門的であることに加え、ここでは紙幅に制限がありますので割愛しますが、ご興味のある方は「障害年金の初診日を明らかにできる書類を添えることができない場合の取扱いについて」と検索してもらえれば閲覧することができます。

さて次回は、どれぐらい視野が狭まれば、そしてどの程度まで視力が落ちれば障害年金の対象になるかをお話ししたいと思います。意外と知られていないことがたくさんありますのでお楽しみに。

※新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえ、障害状態確認届（診断書）の提出期限が1年間延長されています。令和2年2月末から令和3年2月末までに提出期限を迎える方が対象です。つまり今年はもう更新の診断書が送られてこないということですのでご注意ください。